



バス優待乗車証等をお渡しします



市では、今年度74歳以上になる高齢者、障害のある人に、下表のいずれかを希望によりお渡しします。

	高齢者	障害のある人
対 象	○今年度74歳以上になる人 [昭和16年4月1日以前に生まれた人]	○身体障害者手帳の第1種か1級をお持ちの人 ○療育手帳をお持ちの人 ○精神障害者保健福祉手帳または自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの人
交付するもの (いずれか一つ)	○おのみちバス優待乗車証(乗車1回につき30円負担してください。有効期間は2年間) ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○バス・船舶共通利用券 ○タクシー利用助成券 ○入浴・あんま等助成券	○おのみちバス優待乗車証(有効期間は1年間) ○バス共通券 ○船共通券 ○公営渡船乗船券(因島重井町細島地区の人) ○福祉タクシーチケット(因島各町・御調町の人) ○入浴料助成券 ○あんま・はりきゆう等施術料助成券
交付日時 【新規の人】	6月2日(月) から交付 9:00~16:30	
	※平成27年3月31日(火)までに受け取ってください。(高齢者のみ)	
【更新の人】	有効期限が平成26年5月31日までの「桃色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人は、 5月15日(木) から更新手続きを行います。	有効期限が平成26年5月31日までの「水色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人は、 5月15日(木) から更新手続きを行います。 ※今年度は新たなバス優待乗車証を交付します。
交付場所	高齢者福祉課(市役所1階)、因島総合支所因島福祉課、百島・浦崎・向島・瀬戸田支所、向東連絡所(サンボル尾道内)、御調保健福祉センター ※出張交付も行います。日程は次頁をご覧ください。 ※因島・瀬戸田地域は出張交付の翌日から支所窓口での交付を行います。	社会福祉課(市役所1階)、因島総合支所因島福祉課、百島・浦崎・向島・瀬戸田支所、向東連絡所(サンボル尾道内)、御調保健福祉センター ※出張交付も行います。日程は次頁をご覧ください。 ※因島・瀬戸田地域の出張交付はありません。
持参物 (代理の人が来るときは必要なものを預かって来てください。)	○健康保険証等本人であることを証明できるもの ○印鑑(スタンプ印無効)	○現在お持ちの優待乗車証 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証(精神通院) ○印鑑(スタンプ印無効)

◎有効期限が平成26年5月31日までの「桃色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人の更新手続きは5月15日(木)から、高齢者福祉課・各支所で手続きを行います。期間中は混雑が予想されるため、下記日程でご協力をお願いします。乗車証と印鑑(スタンプ印は無効)、健康保険証等本人であることを証明できるものが必要です。

5月15日(木)~21日(水) 9:00~16:30	山波町、尾崎本町、尾崎町、久保一・二・三丁目、東・西久保町、防地町、久保町、十四日町、長江一・二・三丁目、十四日町、土堂一・二丁目、東・西土堂町、東・西御所町、新浜一・二丁目、古浜町、正徳町、福地町、吉和西元町、沖側町、向島町(江奥、有道、干汐、岩子島、立花地区)
5月22日(木)~30日(金) 9:00~16:30	東元町、神田町、手崎町、吉浦町、日比崎町、吉和町、三軒家町、天満町、栗原東一・二丁目、栗原西一・二丁目、東・西則末町、潮見町、桜町、門田町、栗原町、久山田町、新高山一・二・三丁目、東尾道、平原、美ノ郷町、木ノ庄町、原田町、西藤町、高須町、向島町(津部田、兼吉、歌島、富浜地区)

◎有効期限が平成26年5月31日までの「水色のおのみちバス優待乗車証」をお持ちの人の更新手続きは5月15日(木)から、社会福祉課等で手続きを行います。乗車証・手帳と印鑑(スタンプ印は無効)が必要です。

5月15日(木)~30日(金) 9:00~16:30	社会福祉課、因島総合支所因島福祉課、各支所(百島、浦崎、向島、瀬戸田支所、御調保健福祉センター)、向東連絡所(サンボル尾道内)
----------------------------	---

出張交付日程表

〔※下表は、上から 交付地区／交付時間／交付会場 です。〕

	6月2日(月)	6月3日(火)	6月4日(水)	6月5日(木)	6月6日(金)
尾道地域		美ノ郷町三成地区 9:30~11:30 いきいきサロン三成	木ノ庄西地区 9:30~11:30 いきいきサロン木ノ庄西	原田町小原地区 9:30~11:30 いきいきサロン小原	西藤町地区 9:30~11:30 福田ふれあい館
		美ノ郷町木頃地区 13:30~16:00 藤井川公民館	木ノ庄東地区 13:30~16:00 木ノ庄東分館	原田町梶山田地区 13:30~16:00 JA尾道市原田支店	高須町地区 13:30~16:00 JA尾道市高須支店
御調地域		御調町菅野地区 9:30~11:30 菅野公民館	御調町河内地区 9:30~11:30 河内公民館	御調町綾目地区 9:30~11:30 綾目公民館	御調町市地区およびその他全域 9:30~12:00 13:00~16:30 御調保健福祉センター
		御調町上川辺地区 13:30~15:30 上川辺公民館	御調町今津野地区 13:30~15:30 今津野公民館	御調町大和地区 13:30~15:30 大和公民館	
因島地域(高齢者のみ)	因島土生町地区 9:30~11:30 土生公民館	因島田熊町地区 9:30~11:30 田熊公民館	因島三庄町地区 9:30~11:30 三庄公民館	因島中庄町地区 9:30~11:30 中庄公民館	【因島・瀬戸田地域の皆さんへ】 基本的には各町の出張交付先で受け取ってください。 受け取れなかった人は、6月6日(金)以降に「因島福祉課」と「瀬戸田支所住民福祉課」で、受け取ってください。
	因島重井町地区 13:30~15:30 重井公民館	因島小田浦地区 13:30~14:30 小田浦集会所	因島原・洲江町地区 13:30~15:00 いきいきサロン東生口	因島大浜町地区 13:30~14:30 大浜公民館	
		因島西浦地区 13:30~14:30 因島ふれあいセンター	因島棕浦町地区 13:30~14:00 いきいきサロン棕浦	因島外浦町地区 13:30~14:30 いきいきサロン外浦	
			因島鏡浦町地区 14:30~15:30 いきいきサロン鏡浦		
瀬戸田地域(高齢者のみ)	瀬戸田町宮原地区 9:00~10:00 開発総合センター	瀬戸田町高根地区 9:30~11:00 いきいきサロン高根潮香園	瀬戸田町林地区 9:30~11:00 林公民館	瀬戸田町瀬戸田・沢地区 9:30~11:00 瀬戸田市民会館	
	瀬戸田町御寺地区 10:30~11:00 御寺母子センター	瀬戸田町垂水地区 13:30~14:30 垂水垂幸園	瀬戸田町田高根地区 13:30~14:00 田高根なぎさ園	瀬戸田町中野・鹿田原地区 13:30~15:00 中野集会所	
	瀬戸田町名荷地区 13:30~15:30 名荷公民館	瀬戸田町港・福田地区 14:45~16:00 福田たちばな荘	瀬戸田町荻地区 14:30~15:30 荻南風園		

- ◎注意とお願い ・因島・瀬戸田地区の出張交付は、高齢者分のみでの交付です。障害をお持ちの人は各支所で交付します。
 ・有効期限(平成26年5月31日)を過ぎた券は6月以降使えません。
 ・有効期限を過ぎたものは、新しい券の交付手続きの際にお返してください。
 ・券が使えるのは、指定の業者に限ります。
 ・障害により券の交付を受けている人には、高齢者の券は交付できません。

- ◎お知らせ ・新規に助成券の取扱いを希望される事業所は、高齢者福祉課へお問い合わせください。

- ☎ 高齢者 高齢者福祉課 (☎0848-38-9137)
 障害者 社会福祉課 (☎0848-38-9125)
 各支所 因島総合支所因島福祉課 (☎0845-26-6210) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2209)
 御調保健福祉センター (☎0848-76-2235) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0111)



電話予約で住民票・印鑑証明書が平日夜間や休日に受け取れます

予約場所 本庁市民課か各支所(浦崎・百島支所を除く)

対象 住民票、印鑑証明書

予約者 証明書に記載された本人か本人と同一世帯の人

受取者 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

予約方法 受取希望当日(※休日に受取を希望する場合はその直前の開庁日)の8:30~17:00に電話にて予約

受取場所 予約した場所の警備室

受取時間 平日/17:30~21:00、休日/9:00~17:00(予約時に受取時間も決定)

受取に必要なもの

①受取者の官公署発行の写真付の本人確認書類[※顔写真付の住基カード、運転免許証、パスポートなど(お持ちでない場合は利用できません。)]

②印鑑証明書の場合は、証明する人の印鑑登録証

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

平成27年4月1日から市役所本庁舎および分庁舎の電話番号が変わります

電話番号の変更に向けて、現在は「新しい番号」と「現在の番号」の両方が使用できるようにしています。

市役所から発送する文書には「新しい番号」を記載していますので、ご用の際は、新しい番号へおかけください。

新しい番号 0848-38-9△△△

現在の番号 0848-25-7△△△

市役所の電話番号を電話機等に

登録している人は、新番号への変更をお願いします。

新しい番号は、広報おのみち3月号13頁か市ホームページをご覧ください。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

☎総務課(☎0848-38-9332)

5月は「自転車月間」です

5月は気候が良く、自転車に乗る人が多くなる時期です。近年増加傾向にある自転車事故を防止するため、「自転車安全利用五則」を守り、快適なサイクリングを楽しみましょう。

☎総務課(☎0848-38-9216)

おのみち「農」の担い手総合支援事業を今年度も実施します

次の4つのメニューがあります。

①地域農業活性化支援事業

農業者活動(地域の課題の明確化およびその解決のための取り組み)、地域戦略組織活動(地域農業をけん引する産地づくりを目的とする取り組み)、栽培技術等構築の取り組みに対し支援します。

②農地集積支援事業

地域の核となる担い手を明確にし、育成を図るために、農地の流動化と集積を行う場合、農地の借り手を支援します。

③農業経営高度化支援事業

認定農業者が農業経営のステップアップを目的として実施する、栽培施設や農業機械の導入、生産基盤の整備などについて支援します。

④産地構造支援事業

既存の産地構造から脱却し、ブランド力保持のための農業基盤および施設整備を支援します。

申請の受付(予算額の範囲内で実施)

第1期	受付中~5月20日(火)
第2期	7月1日(火)~30日(水)
第3期	9月1日(月)~30日(火)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

☎農林水産課(☎0848-38-9473)

家庭ごみの野焼きは法律で禁止されています

農業を営む上で止むを得ない場合の草木の野焼き、たき火、とんど等、例外として認められているものもありますが、野焼きの煙により、洗濯物に臭いがつく、悪臭により気分が悪くなるなどの声が寄せられています。

例外として認められている行為であっても、周辺的生活環境に支障を与えている場合には、行政指導の対象となることがありますので、近隣の迷惑にならないように配慮をお願いします。

☎環境政策課(☎0848-38-9434)

尾道市斎場の葬祭場が利用できます

尾道市斎場には通夜・葬儀ができる葬祭場があります。

ただし、市では通夜・葬儀等の運営や葬祭具等の手配は行っていませんので、利用者において葬祭業者等で準備が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

場所 長者原二丁目76番地11

施設概要 葬祭場1棟、葬祭場控室(和室)、受付棟
使用料

[市内]葬儀15,000円、通夜30,000円

[市外]葬儀45,000円、通夜60,000円

☎環境政策課(☎0848-38-9434)

☎市民課(☎0848-38-9102)

固定資産税・都市計画税納税通知書をお届けします

平成26年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書は、5月中旬に発送予定です。

☎資産税課

(☎0848-38-9162・0848-38-9164)

因島瀬戸田資産税係

(☎0845-26-6228)

■料金表示のないものは参加無料です。

☎電話

☎ファクス

☎電子メール

☎ホームページ

☎申込先

☎問い合わせ先

「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」のお知らせ

4月からの消費税率引き上げに伴い、低所得者と子育て世帯に与える影響を考慮して、臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。

「臨時福祉給付金」の対象となるのは、平成26年度分市民税(均等割)が課税されていない人です。課税されていない人でも、扶養の状況等によっては対象とならないこともあります。

「子育て世帯臨時特例給付金」の対象となるのは、平成26年1月分の児童手当を受けている人です。(※「臨時福祉給

付金」の対象者、児童手当の所得限度額以上の人は除く。)

具体的な申請開始時期や申請方法については、現在、実施に向けて準備中です。今後、詳細が決まりましたら、広報おのみち等でお知らせします。

詳しくは厚生労働省へお問い合わせください。

※「臨時福祉給付金(簡素な給付措置)」や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

☎厚生労働省「臨時福祉給付金」・「子育て世帯臨時特例給付金」ダイヤル(☎0570-037-192)

農業委員一般選挙

～この一票 あなたがつくる よい農業～

■立候補予定者への説明会

7月6日(日)執行予定の尾道市農業委員会委員一般選挙の立候補予定者への説明会を、次のとおり行います。

日時 6月16日(月) 13:30～

場所 公会堂別館

※説明会当日、届出関係書類をお渡しします。参加者は、1立候補予定者について2人以内でお願いします。車でお越しの際は、乗り合わせてお越しください。

※定数と選挙区は下表のとおりです。

☎選挙管理委員会(☎0848-38-9258)

選挙区	定数	区域
第1選挙区	4人	山波町、尾崎本町、尾崎町、久保一丁目、久保二丁目、久保三丁目、東久保町、西久保町、防地町、久保町、十四日町、長江一丁目、長江二丁目、長江三丁目、十四日町、土堂一丁目、土堂二丁目、東土堂町、西土堂町、三軒家町、天満町、栗原東一丁目、栗原東二丁目、栗原西一丁目、栗原西二丁目、東則末町、西則末町、門田町、桜町、潮見町、栗原町、東御所町、西御所町、新浜一丁目、新浜二丁目、古浜町、正徳町、福地町、吉和西元町、東元町、沖側町、神田町、手崎町、吉浦町、日比崎町、吉和町、久山田町、新高山一丁目、新高山二丁目、新高山三丁目、東尾道、向東町、平原一丁目、平原二丁目、平原三丁目、平原四丁目
第2選挙区	4人	美ノ郷町、長者原一丁目、長者原二丁目、木ノ庄町、原田町
第3選挙区	3人	西藤町、高須町、百島町、浦崎町
第4選挙区	5人	御調町
第5選挙区	3人	向島町
第6選挙区	5人	因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町
第7選挙区	6人	瀬戸田町

清掃

～毎月1日は「門前清掃の日」です～

【尾道・御調・向島地区】☎清掃事務所 (☎0848-48-2900)

【因島地区(原・洲江含む)】☎南部清掃事務所 (☎0845-24-0432)

【瀬戸田地区】☎南部清掃事務所瀬戸田分所 (☎0845-27-0454)

休日のごみ持込受付は「5月25日(日)8:30～12:00」※正しく分別して持ち込んでください。

施設名	備考	問い合わせ先
尾道市クリーンセンター	家庭からのごみ(資源物・粗大ごみを含む)	清掃事務所 (☎0848-48-2900)
南部清掃事務所	家庭からのごみ(粗大・燃やせないごみ(不燃)を含む)	南部清掃事務所(☎0845-24-0432)
瀬戸田名荷埋立処分地	家庭からのごみ	南部清掃事務所瀬戸田分所(☎0845-27-0454) 【当日は☎0845-27-4810】

※向島クリーンセンター・因島リサイクルセンターは、休日のごみ持込を受け付けません。

尾道地域・シティクリーニングの日程

尾道市シティクリーニング連絡協議会と地区公衆衛生推進協議会では次の日程でシティクリーニングを実施します。住民の皆さんの積極的な参加をお願いします。

御調町・向島町・因島地域・瀬戸田町は従来の方法で実施します。

☎尾道市公衆衛生推進協議会(☎0848-24-1177)

5月18日(日)	向東・山波・日比崎
6月1日(日)	栗原・栗原北
6月8日(日)	吉和・百島
6月15日(日)	久保・筒湯・長江・新高山・木ノ庄東・原田
6月29日(日)	予備日